

事 務 連 絡  
令 和 2 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の  
要件の特例に係る取扱いについて

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)(以下「特例関係通知」という。)により取り扱っているところです。

今般、令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していた特例関係通知対象者に対する施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて、新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮し、別添のとおり研修修了証の写しの提出期限等を読み替えることとしたので、ご留意の上、関係者に周知を願います。

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)

読み替え後	読み替え前
<p>柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて</p> <p>柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)(以下「特例関係通知」という。)により取り扱っているところです。</p> <p>今般、<u>令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していた特例関係通知対象者に対する</u>施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて、<u>新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮し</u>、下記のとおりとしたので、ご留意の上、関係者に周知を願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて</p> <p>(1)特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出がない場合は、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、受領委任の取扱いを当該提出期限の翌日に中止する。また、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、受領委任の取扱いを当該提出期限の翌日に中止相当とする。なお、受領委任の取扱いを中止後又は中止相当とした後、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」(令和元年8月2日付け保発0802第4号)に定める期間を経過しないときには、再登録</p>	<p>柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて</p> <p>柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)(以下「特例関係通知」という。)により取り扱っているところです。</p> <p>今般、<u>当該</u>施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて、下記のとおりとしたので、ご留意の上、関係者に周知を願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて</p> <p>(1)特例関係通知による研修修了証の写し<u>又は届出書</u>の提出期限までに提出がない場合は、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、受領委任の取扱いを当該提出期限の翌日に中止する。また、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、受領委任の取扱いを当該提出期限の翌日に中止相当とする。なお、受領委任の取扱いを中止後又は中止相当とした後、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」(令和元年8月2日付け保発0802第4号)に定める期間を経過しないと</p>

又は再承諾を認めない。

(2) 特例関係通知により、研修修了証の写しを提出期限までに提出がない場合は受領委任の取扱いを中止とするが、当該提出期限までに令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していたことが確認できた場合は、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していた者の提出期限内に研修修了証の写しを提出するまでの間、受領委任の取扱いの中止を延期するものとする。また、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、受領委任の取扱いを辞退した者についても中止相当とするが、令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していたことが確認できれば、中止相当としないこととする。

これらの場合であっても、受領委任の取扱いを行う施術管理者及び受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、研修修了証の写しを提出しないと、令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していた者の研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止又は中止相当とする。なお、受領委任の取扱いを中止後又は中止相当とした後、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」（令和元年8月2日付け保発0802第4号）に定める期間を経過しないときには、再登録又は再承諾を認めない。

(3) 略

2 特例関係通知による研修修了証の写しを提出期限までに提出していない者に係る提出勧奨について

特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出していない者に対して、別紙様式1-1「施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し、併せて開設者に対して、別紙様式1-2「特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し（開設者が前記の提出していない者である場合を除く）、必要に応じて研修修了証の写しの提出勧奨を行うこととする。

なお、提出勧奨について、柔道整復師会会員については柔道整復師会に対して行い、それ以外の者については本人に対して行うこととする。

3 研修修了証の写し又は令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していた者の提出期限及び様式については、以下に示す。

きには、再登録又は再承諾を認めない。

(2) 特例関係通知により、研修修了証の写しを提出期限までに提出がない場合は受領委任の取扱いを中止とするが、当該提出期限までに研修の予約申込を完了し、研修を受講する旨の届出書（以下「届出書」という。）及び研修受講の予約完了が確認できる書類を添付し提出した場合は、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限内に研修修了証の写しを提出するまでの間、受領委任の取扱いの中止を延期するものとする。また、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、受領委任の取扱いを辞退した者についても中止相当とするが、届出書を提出期限までに提出すれば、中止相当としないこととする。

これらの場合であっても、受領委任の取扱いを行う施術管理者及び受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、研修修了証の写しを提出しないと、届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止又は中止相当とする。なお、受領委任の取扱いを中止後又は中止相当とした後、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」（令和元年8月2日付け保発0802第4号）に定める期間を経過しないときには、再登録又は再承諾を認めない。

(3) 略

2 特例関係通知による研修修了証の写しを提出期限までに提出していない者に係る提出勧奨について

特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出していない者に対して、別紙様式1-1「施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し、併せて開設者に対して、別紙様式1-2「特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し（開設者が前記の提出していない者である場合を除く）、提出期限の1ヶ月以上前までに研修修了証の写しの提出勧奨を行うこととする。

なお、提出勧奨について、柔道整復師会会員については柔道整復師会に対して行い、それ以外の者については本人に対して行うこととする。

3 研修修了証の写し又は届出書の提出期限及び様式については、以下に示す。

特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限	<u>令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していた者の研修修了証の写しの提出期限</u>	特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限	<u>届出書の提出期限</u> <u>届出書の提出期限</u>	<u>届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限</u>
平成30年4月1日 ～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	令和2年3月31日	平成30年4月1日 ～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	<u>別紙様式2</u> <u>令和元年9月30日</u>	令和2年3月31日
平成30年10月1日 ～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日から1年以内	<u>令和3年2月1日</u>	平成30年10月1日 ～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日から1年以内	<u>別紙様式3</u> <u>届出日又は申出日から1年以内</u>	<u>令和2年9月30日</u>
平成31年4月1日 ～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	<u>令和3年2月1日</u>	平成31年4月1日 ～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	<u>別紙様式4</u> <u>令和2年3月31日</u>	<u>令和2年9月30日</u>
4 中止又は中止相当については、別紙様式5及び6を厚生労働省保険局医療課長等に、別紙様式7を中止又は中止相当とする者に送付することとする。			4 中止又は中止相当については、別紙様式5及び6を厚生労働省保険局医療課長等に、別紙様式7を中止又は中止相当とする者に送付することとする。			

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療課事務連絡)(別紙様式1-1関係)

読み替え後	読み替え前
<div data-bbox="255 316 987 1321" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>別紙様式1-1 【施術管理者宛】</p> <p style="text-align: right;">令和元年 月 日</p> <p>各位</p> <p style="text-align: center;">施術管理者研修修了証の写しの提出について</p> <p>柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例については、特例関係通知(※)において取り扱っているところですが、これらの特例関係通知対象者における受領委任の届出又は申出については、研修修了証の写しに代えて、施術管理者研修特例による確約書を提出し、提出期限までに提出をしなかった場合には受領委任の取扱いを中止することに異議ないことを確約いただいております。</p> <p>既に研修修了証をお持ちである場合は、提出期限までに研修修了証の写しを地方厚生(支)局長と都道府県知事に提出願います。</p> <p>仮に、提出期限までに、受講済みであるが研修修了証が届いておらず提出できない場合は地方厚生(支)局長と都道府県知事にその旨をご連絡願います。</p> <p>また、提出期限までに研修修了証の写しを提出できない場合であって、<u>令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していたことが確認できた</u>場合には、研修修了証の写しを提出するまでの間、受領委任の取扱いの中止を延期することとします。併せて、提出期限までに提出できない場合、受領委任の取扱いを辞退した者についても中止相当となりますが、<u>令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していたことが確認できれば</u>、中止相当としないこととします。</p> <p>これらの場合であっても、施術管理者研修を受講した後、<u>令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していた者の提出期限</u>までに研修修了証の写しを提出していない場合は、<u>令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していた者の提出期限の翌日</u>から、受領委任の取扱いを中止又は中止相当となりますのでご留意願います。</p> </div>	<div data-bbox="1227 316 1960 1321" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>別紙様式1-1 【施術管理者宛】</p> <p style="text-align: right;">令和元年 月 日</p> <p>各位</p> <p style="text-align: center;">施術管理者研修修了証の写しの提出について</p> <p>柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例については、特例関係通知(※)において取り扱っているところですが、これらの特例関係通知対象者における受領委任の届出又は申出については、研修修了証の写しに代えて、施術管理者研修特例による確約書を提出し、提出期限までに提出をしなかった場合には受領委任の取扱いを中止することに異議ないことを確約いただいております。</p> <p>既に研修修了証をお持ちである場合は、提出期限までに研修修了証の写しを地方厚生(支)局長と都道府県知事に提出願います。</p> <p>仮に、提出期限までに、受講済みであるが研修修了証が届いておらず提出できない場合は地方厚生(支)局長と都道府県知事にその旨をご連絡願います。</p> <p>また、提出期限までに研修修了証の写しを提出できない場合であって、<u>施術管理者研修を受講する予約申込みが完了し、受講する旨の届出書(以下「届出書」という。)</u>及び<u>研修受講の予約完了が確認できる書類を提出した</u>場合には、研修修了証の写しを提出するまでの間、受領委任の取扱いの中止を延期することとします。併せて、提出期限までに提出できない場合、受領委任の取扱いを辞退した者についても中止相当となりますが、<u>上記届出書を上記提出期限までに提出すれば</u>、中止相当としないこととします。</p> <p>これらの場合であっても、施術管理者研修を受講した後、<u>届出書に記載する提出期限</u>までに研修修了証の写しを提出していない場合は、<u>届出書に記載する研修修了証の写し</u>の提出期限の翌日から、受領委任の取扱いを中止又は中止相当となりますのでご留意願います。</p> </div>

特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限	令和2年3月実施分の 施術管理者研修受講止 予定していた者の提出期限
平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	令和2年3月31日
平成30年10月1日～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日から1年以内	令和3年2月1日
平成31年4月1日～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	令和3年2月1日

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出することとしているが、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日（登録・承諾年月日が平成30年4月1日から同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月1日から令和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から）から受領委任の取扱いを中止又は中止相当とします。

ご不明な点等ございましたら、問い合わせ先へお尋ね願います。

※特例関係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成30年1月16日付け保発0116第3号）
- ・「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成30年3月5日付け保発0305第12号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」（平成30年12月10日付け保発1210第1号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成31年2月13日付け保発0213第3号）

【問い合わせ先】  
各地方厚生（支）局  
電話番号  
（提出期限の確認等）

特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限	届出書の様式 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限
平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	添紙様式2 令和元年9月30日	令和2年3月31日
平成30年10月1日～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日から1年以内	添紙様式3 届出日又は申出日から1年以内	令和2年9月30日
平成31年4月1日～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	添紙様式4 令和2年3月31日	令和2年9月30日

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出することとしているが、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日（登録・承諾年月日が平成30年4月1日から同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月1日から令和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から）から受領委任の取扱いを中止又は中止相当とします。

ご不明な点等ございましたら、問い合わせ先へお尋ね願います。

※特例関係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成30年1月16日付け保発0116第3号）
- ・「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成30年3月5日付け保発0305第12号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」（平成30年12月10日付け保発1210第1号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成31年2月13日付け保発0213第3号）

【問い合わせ先】  
各地方厚生（支）局  
電話番号  
（提出期限の確認等）

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療課事務連絡)(別紙様式1-2関係)

読み替え後	読み替え前
<p>別紙様式1-2 【開設者宛】</p> <p style="text-align: right;">(案)</p> <p style="text-align: right;">令和元年 月 日</p> <p>各位</p> <p>特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について</p> <p>柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例については、特例関係通知(※)において取り扱っているところですが、これらの特例関係通知対象者における受領委任の届出又は申出については、研修修了証の写しに代えて、施術管理者研修特例による確約書を提出し、提出期限までに提出をしなかった場合には受領委任の取扱いを中止することに異議ないことを確約いただいております。</p> <p>特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出がない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止することを通知いたします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止相当とすることを通知いたします。</p> <p>また、提出期限までに研修修了証の写しを提出できない場合であって、<u>令和2年3月末実施分の施術管理者研修受講を予定していたことが確認できた施術管理者が、令和2年3月末実施分の施術管理者研修受講を予定していた者の提出期限内に研修修了証の写しを提出しない場合、当該施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止することを通知いたします。併せて、<u>確認ができた</u>施術管理者が、受領委任の取扱いを辞退した場合、当該施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止相当とすることを通知いたします。</u></p>	<p>別紙様式1-2 【開設者宛】</p> <p style="text-align: right;">令和元年 月 日</p> <p>各位</p> <p>特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について</p> <p>柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例については、特例関係通知(※)において取り扱っているところですが、これらの特例関係通知対象者における受領委任の届出又は申出については、研修修了証の写しに代えて、施術管理者研修特例による確約書を提出し、提出期限までに提出をしなかった場合には受領委任の取扱いを中止することに異議ないことを確約いただいております。</p> <p>特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出がない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止することを通知いたします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止相当とすることを通知いたします。</p> <p>また、提出期限までに研修修了証の写しを提出できない場合であって、<u>施術管理者研修を受講する予約申込みが完了し、受講する旨の届出書(以下「届出書」という。)を提出した</u>施術管理者が、<u>届出書に記載する研修修了証の写し</u>の提出期限内に研修修了証の写しを提出しない場合、当該施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止することを通知いたします。併せて、<u>届出書を提出した</u>施術管理者が、受領委任の取扱いを辞退した場合、当該施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止相当とすることを通知いたします。</p>

特例関係通知対象者の受領 委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修 了証の写しの提出期限	令和2年3月業務分 の 施設管理業務受領委 任を受けていた者の提出 期限
平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	令和2年3月31日
平成30年10月1日～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日 から1年以内	令和3年2月1日
平成31年4月1日～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	令和3年2月1日

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出できない場合、受領委任の取扱いを行う施設管理者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日（登録・承諾年月日が平成30年4月1日から同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月1日から令和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から）から受領委任の取扱いを中止することを通知いたします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施設管理者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止相当とすることを通知いたします。

開設者におかれましては、特例関係対象通知者である施設管理者が勤務している又は受領委任の取扱いを辞退した施設管理者が勤務していた施設所における受領委任の取扱いを中止又は中止相当とすることをなりますので、ご留意の上、監留願います。

※特例関係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施設管理者の要件の特例について」（平成30年1月16日付け保発0116第3号）
- ・「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施設管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成30年3月5日付け保発0305第12号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施設管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」（平成30年12月10日付け保発1210第1号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施設管理者の要件の特例について」（平成31年2月13日付け保発0213第3号）

【問い合わせ先】  
各地方厚生（支）局  
電話番号  
（提出期限の確認等）

特例関係通知対象者の受領 委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修 了証の写しの提出期限	届出書の様式 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修 了証の写しの提出期限
平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	別紙様式2 令和元年9月30日	令和2年3月31日
平成30年10月1日～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日 から1年以内	別紙様式3 届出日又は申出日から1年以内	令和2年9月30日
平成31年4月1日～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	別紙様式4 令和2年3月31日	令和2年9月30日

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出できない場合、受領委任の取扱いを行う施設管理者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日（登録・承諾年月日が平成30年4月1日から同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月1日から令和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から）から受領委任の取扱いを中止することを通知いたします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施設管理者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止相当とすることを通知いたします。

開設者におかれましては、特例関係対象通知者である施設管理者が勤務している又は受領委任の取扱いを辞退した施設管理者が勤務していた施設所における受領委任の取扱いを中止又は中止相当とすることをなりますので、ご留意の上、監留願います。

※特例関係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施設管理者の要件の特例について」（平成30年1月16日付け保発0116第3号）
- ・「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施設管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成30年3月5日付け保発0305第12号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施設管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」（平成30年12月10日付け保発1210第1号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施設管理者の要件の特例について」（平成31年2月13日付け保発0213第3号）

【問い合わせ先】  
各地方厚生（支）局  
電話番号  
（提出期限の確認等）



柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療課事務連絡)(別紙様式2関係)

読み替え後	読み替え前
<p>(削除)</p>	<p>別紙様式2</p> <p style="text-align: center;"><b>届 出 書</b></p> <p style="text-align: center;">(受領委任の届出又は申出が平成30年4月1日から同年9月30日までの者)</p> <p>柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出について、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)の別紙「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」の10の(7)又は「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)の別紙「平成30年度における柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」の10の(7)の研修修了証の写しを「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)に記載する期日(令和元年9月30日)までに提出することができませんが、今般、施術管理者研修の受講する予約申込みが完了し、受講する予定であることについて届出いたします。</p> <p>なお、研修の受講後、速やかに(期限：令和2年3月31日まで)、研修修了証の写しを提出すること、並びに、研修修了証の写しを提出しなかった場合には、この届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限の翌日(令和2年4月1日)から中止又は中止相当とすることに異議ないことを確約いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">厚生(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 殿</p> <p>登録記号番号 柔道整復師氏名</p> <p>住 所 〒 - 受講予定年月日</p> <p>(受領委任を取扱う) 施 術 所 名</p> <p>施 術 所 住 所 〒 - Tel. - -</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団からのメールの写し (件名「[柔道整復師施術管理者研修 予約申込受付のお知らせ]」)</li> <li>・FAXの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団へ送付した柔道整復師施術管理者研修申込書の写し</li> </ul>

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療課事務連絡)(別紙様式3関係)

読み替え後	読み替え前
<p>(削除)</p>	<div data-bbox="1205 293 1939 1299" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>別紙様式3</p> <p style="text-align: center;"><b>届 出 書</b></p> <p style="text-align: center;">(受領委任の届出又は申出が平成30年10月1日から平成31年3月31日までの者)</p> <p>柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出について、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)の別紙「平成30年度における柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」の10の(7)の研修修了証の写しを受領委任の届出又は申出を行った日から1年以内に提出することができませんが、今般、施術管理者研修を受講する予約申込みが完了し、受講する予定であることについて届出いたします。</p> <p>なお、研修の受講後、速やかに(期限：令和2年9月30日まで)、研修修了証の写しを提出すること、並びに、研修修了証の写しを提出しなかった場合には、この届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限の翌日(令和2年10月1日)から中止又は中止相当とすることに異議ないことを確約いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">厚生(支)局長 殿 都道府県知事 殿</p> <p>登録記号番号 柔道整復師氏名 ㊟</p> <p>住 所 〒 - 受講予定年月日</p> <p>(受領委任を取扱う) 施 術 所 名</p> <p>施 術 所 住 所 〒 -  区. - -</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団からのメールの写し (件名「【柔道整復師施術管理者研修 予約申込受付のお知らせ】」)</li> <li>・FAXの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団へ送付した柔道整復師施術管理者研修申込書の写し</li> </ul> </div>

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療課事務連絡)(別紙様式4関係)

読み替え後	読み替え前
<p>(削除)</p>	<div data-bbox="1205 352 1933 1350" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>別紙様式4</p> <p style="text-align: center;"><b>届 出 書</b></p> <p style="text-align: center;">(受領委任の届出又は申出が平成31年4月1日から令和元年5月31日までの者)</p> <p>柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出については、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)の別紙「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」の10の(7)の研修修了証の写しを令和2年3月31日までに提出することができませんが、今般、施術管理者研修を受講する予約申込みが完了し、受講する予定であることについて届出いたします。</p> <p>なお、研修の受講後、速やかに(期限：令和2年9月30日までに)、研修修了証の写しを提出すること、並びに、研修修了証の写しを提出しなかった場合には、この届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限の翌日(令和2年10月1日)から中止又は中止相当とすることに異議ないことを確約いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">厚生(支)局長 殿 都道府県知事 殿</p> <p>登録記号番号 柔道整復師氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p>住 所 〒 - 受講予定年月日</p> <p>(受領委任を取扱う) 施 術 所 名</p> <p>施 術 所 住 所 〒 - Tel. - -</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団からのメールの写し (件名「[柔道整復師施術管理者研修 予約申込受付のお知らせ]」)</li> <li>・FAXの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団へ送付した柔道整復師施術管理者研修申込書の写し</li> </ul> </div>